

「性に関する指導の手引き」改訂に携わっての考察

重巢 吉美¹

要旨：子供たちを取り巻く社会環境の変化が大きい今だからこそ、指導内容を見直していく必要がある健康課題も多い。その一つが「性」に関する課題である。養護教諭の教育実習を通じ、それを身近に感じた学生もおり、自分の卒業論文のテーマとしたものもある。対応策として、各自治体で教職員用の指導の手引きを作成している。今回その改訂に携わる機会を得たことで、性に関する指導内容の検討を図ると共に新たな課題について考察した。

キーワード：性に関する指導の手引きの改訂 学校における性に関する指導 新たな性に関する課題

はじめに

健康教育の目標は、子供たちが健康課題を乗り越え、生涯にわたって健康で安全な生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を一人一人に育むことにある。その一つの課題が「性」に関するものである。子供たちが心身の成長発達について正しく理解し、性感染症等の予防に関する知識を身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視していけるよう、学校全体で保護者や地域の理解や協力を得て取り組んでいくことが必要だ。

令和5年度の担当するゼミ生の卒業論文に「性」に関することをテーマとしたものが多く見受けられた。この健康課題は、養護教諭が関わって実践する健康教育（保健教育）として、他の教員からの期待度が一番高い課題であるといえよう。また、児童生徒からの期待も同様だろう。だからこそ、「学校における性に関する指導」や「性教育」がどのように考えられて展開されているのかについて、常に変化に対応し理解しておくことが望ましい。さらに、教育実習を通し現実の児童生徒に相對した学生自身がそのことを身近に感じているように思える。

「性に関する指導」その内容は常に変化し発展する。その変化に対応できる指導力の一つとして、「性に関する指導の手引き」の改訂に関わるこの機に指導内容の検討をしたい。

1 指導内容の見直し

性に関する指導目標の基本は、変わっていないし、変えてはいけないものもあると考えている。しかし、子供を取り巻く社会環境は大きく変わっており、そのスピードは凄まじい。そこで、「性」という健康課題において、これまでの手引等で扱ってきた指導内容とこれからの手引等で扱っていくべきと考える指導内容について検討する。

¹ 仙台大学体育学部 教授

項目	(旧) これまでの手引	(新) これからの手引
目 標	<p>* 指導者側の目標という視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男性又は女性としての自己の認識を確か にさせる。 ○ 人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな 男女の人間関係を築くことができるよう にする。 ○ 家庭や様々な社会集団の一員として直面 する性の諸問題を適切に判断し、対処する 能力や資質を育てる。という性に関する 指導を通して、自ら考え、判断し、意志 決定の能力を身に付け、望ましい行動を とれる人を育てる。 	<p>* さらに具体的などのような人間を育てたい のかという視点が加わる 左記の目標を目指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供自身が自分を大切に する価値観に基づいて、主体的に正しい情報 を入手したり信頼できる人に相談したりし ながら、自ら思考・判断し、適切に行動 できる人を育てる。 ○ 性に関し、発達段階に応じた責任の下 で適切に自己決定ができる力、性に関する 社会的な課題に対しても向き合い、考え たり話し合ったりして、真剣に関わって いける人を育てる。
教育課程に 基づいて 実践する こと	<p>平成18年中央教育審議会初等中等教育分科 会における（性教育） 平成20年中央教育審議会答申「幼稚園、小 学校、中学校、高等学校及び特別支援学校 の学習指導要領の改善について」「子供の心 身の健康を守り、安全を確保するために学 校全体としての取組を進めるための方策に ついて」 学校全体を通じて行われるべきものであり、 教育課程に基づいて進めていく。体育科・ 保健体育科をはじめとした各教科、特別 活動、総合的な学習の時間において、適 切に行われることが求められる。</p>	<p>* 左記の内容を踏襲しながらも、平成28年 12月中央教育審議会答申「幼稚園、小 学校、中学校、高等学校及び特別支援学 校の学習指導要領等の改善及び必要な 方策等について」の示す視点を加えた 指導内容が求められた。</p> <p>課題：グローバル化・情報化の進展する 将来児童生徒が主体的に判断し行動する ことに課題がみられる現状</p>
社会環境 現状	<p>健康問題の多様化 性に関する意識、行動面の変化 性情報の氾濫 携帯電話・インターネットの普及 10代の人工妊娠中絶や性感染症の増加 コミュニケーションの欠如</p>	<p>* 先の内容に関して新たな知見も加え 発展させる。 性に関する意識の変容 多様な性 LGBTQ、性的マイノリ ティ 性犯罪・性被害の予防に向けた教育・啓 発に関する取組（令和2年度） 性に関する健康問題、特に婦人科に関 わる問題の整理 等</p>
指導内容	<p>生理的側面、心理的側面、社会的側面 など総合的に捉える。科学的根拠に 基づく内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命尊重、人間尊重 ・ 身体的、生理的な発育・発達 ・ 性に関する悩み ・ 男女の人間関係、人間関係づくり ・ 性役割、差別と偏見 ・ 性情報、性被害、性加害 ・ 性感染症 	<p>* 左記の内容の概要は踏襲されているが、 内容の変化と発展が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的、生理的な発育・発達 ・ 性に関する悩み ・ 望ましいコミュニケーション ・ 異性の理解と男女平等、人権 ・ 性役割 LGBTQ 性の多様性 ・ 性犯罪と性被害防止（命の安全教育） いのちの大切さ ・ 性情報への対処・性感染症等

2 具体的指導内容の検討

筑波大学教授 野津有司氏は、「今日、高度情報化社会などを背景としながら、我が国の青少年の性意識は多様になり、かつより開放的になっていると言えます。また、HIVを含む性感染症や望まない妊娠についても、依然として大きな問題となっています。その一方で、いわゆる性教育については、寝た子を起こしてしまうのではないかと心配する声も根強くあるようです。そうした中で、学校においては、寝ている子供を健全なあるべき姿にいかにより上手におこしていくかという視点が必要であり、有効で適切な性に関する指導を着実に実践することが求められていると思います。」と述べている。

さらに、令和5年度文部科学省健康教育・食育課の行政担当者研修会における横嶋健康教育調査官は、性に関連する諸課題を次のように掲げた。

- 発育・発達
- 男女交際
- 性感染症
- 人工妊娠中絶
- 児童虐待（性的虐待）
- 性情報の氾濫
- 女性アスリートの無月経・骨粗鬆症
- LGBTの理解
- 性犯罪・性被害防止
- その他

この内容について、今だからこそどのようなことが求められているのかを検討したい。

●発育・発達：発達の段階を踏まえて進めることが第一義である。児童生徒は、必ず発育・発達する。身体の発育・発達については、高校生になると落ち着いてくる。

小学生期）身長、体重が成長する。頭位の成長はわずかであり、脳の発育は完了する。生殖器は身体的には未熟なままであるが、男女の違い（生物学的な身体構造）に対して関心を持ち、思春期に向けて徐々に高まる。

中学生期）発育・発達の個人差が大きくなる。男女差（生物学的な身体構造）も著しくなる。ホルモン内分泌器官の発達が盛んになり、身体が急速に変化する、性衝動が高まり、初経、ひげが生える。とまどい罪悪感をもちながら一定の対応もできてくる。性への興味関心も高まってくる。自律神経の調節が崩れやすい。

高校生期）身体的変化は少なくなる。身体像も安定していく。乳房、陰茎、恥毛の最終的な発達段階を迎える。

生物学・生理学的な発育・発達について理解を深めることと共に、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟することを理解する。

また、このような身体的発達とともに精神的発達についても理解させたい。

●男女交際：これまでは問題なく、男女の関係性、性意識の違いについて学んでいくことを中心としてきたが、今後は、男女という性をどのように扱うのかを規定しながら扱っていか

なければならないと考える。一律に規定することも困難であるので、指導内容に沿ってその都度、定義や規定をしながら、話を進めることも必要になるのではないだろうか。

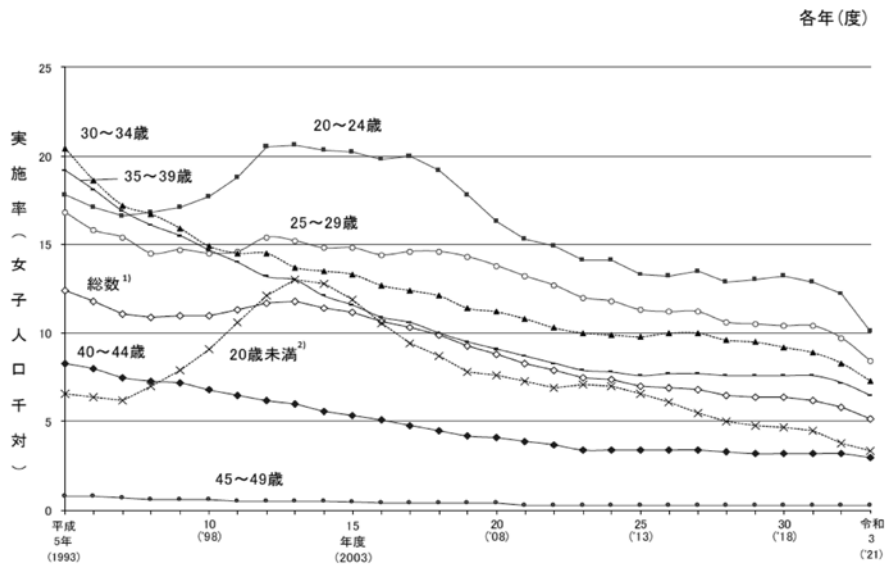
一方で、人間関係づくり、人との付き合い方を前提に、「男女」をすべて否定するものではなく、男性性、女性性という生物学・生理学的なことも学ばなければならないし、思春期には、内分泌の動きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを理解しなければならない。これは、身体的な変化と伴い精神的な変化、平易に言えば「悩み」に関しても理解させたい。

●性感染症：性感染症の動向を把握し、予防を中心として指導していくことは継続される。「感染症に関する特定感染症予防指針」に規定される性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症）、そして、H I V感染省やエイズに関する発生件数、これまでの推移、背景、社会的な対策などを子供たちの理解を深める必要がある。

特に、2023年度は梅毒の患者数が現在の統計調査をはじめてから過去最高の数になったとの報道もある。男性は20～50代で、女性は20代で、患者が増加している。

●人工妊娠中絶

図9 年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）の年次推移



注：平成13年までは「母体保護統計報告」による暦年の数値であり、平成14年度以降は「衛生行政報告例」による年度の数値である。また、平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

- 1) 「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。
- 2) 「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。

年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）の年次推移 令和3年度 衛生行政報告例（厚生労働省）

この図のように人工妊娠中絶率は決して低い状態とは言えない。「学校における性教育」を大きく進める誘因に10代の人工妊娠中絶率の高さがあったことは確かである。（平成13～16にかけて、筆者は指導主事として「性に関する指導」を重要な施策として展開した。）この動向及び人工妊娠中絶とはどのようなことなのかについて理解させることが必要である。

そして、人工妊娠中絶とともに避妊方法についても、学ぶ必要がある。医学分野での研究が進みPMSなど月経に伴う随伴症状への対応等で低用量ピルの服用も増加したことや緊急避妊薬（アフターピルとも呼ばれている）と、人工妊娠中絶数が減少傾向に向かっていることに影響がないとは言えないと考える。実際、厚生労働省等のパンフレットによれば、一番効率のより避妊法としては、ピルの服用とコンドームの使用を併用することだと指導している。

●LGBTの理解：生物学的な性と性別に関する自己意識（性自認）が一致しないという性的マイノリティ等の児童生徒については、学校における児童生徒の心情に配慮した対応や相談体制の充実等が求められている。また、児童生徒が性別違和を打ち明けた場合でも、適切な知識をもっているとは限らないことを踏まえ、相談できる相手がいないため本人がきつい場合やうつ状態の症状等があると考えられる場合は、必要に応じて医療機関と連携を図ることが重要である。ただし、専門的な医療機関は多くないため、関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられる。性同一性障害や性的指向・性自認に係る。児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（2016）マイノリティとマジョリティの偏見と差別、パワハラ、いじめや不登校に繋げないためにも理解を深めなければならない。性別での「らしさ」ではなく、「自分らしさ」を定着させたい。

●性情報の氾濫

性に限らず、今日の社会は高情報化社会となっている。この後に述べる様々な問題（性的虐待、性犯罪・性被害 等）に発展するような情報も後を絶たない。

このように、SNS等により性に関する様々なマイナスの情報が後を絶たない中、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促す情報もある。プレコンセプションケアを推進するため、厚生労働省は「スマート保健相談室」を公開している。文部科学省も高校生向けの指導として、本サイトを生徒の実情に応じて個別指導を行う際に適切に活用できるように周知している。

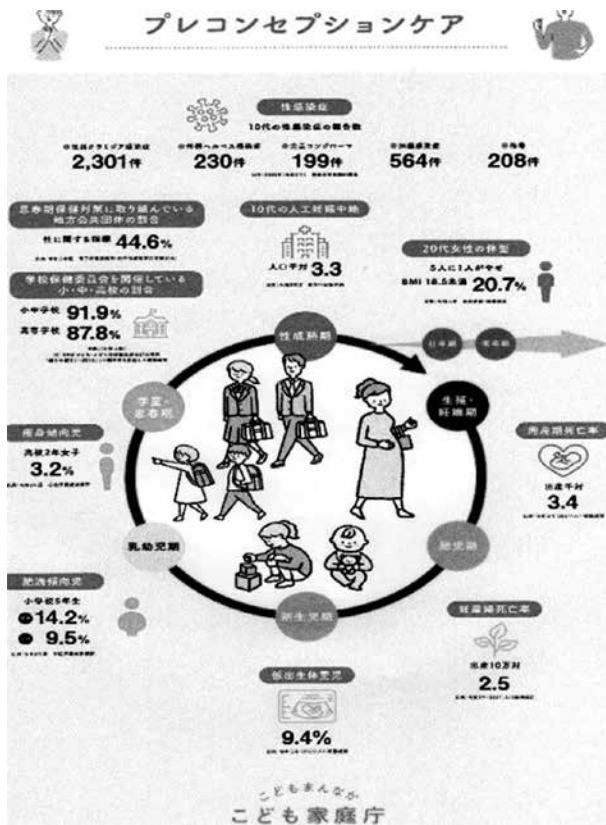
しかし、この情報については、学校において一律にオープンに指導する内容とはしていないこと。「学校教育の中で教えてもらってない」という声をどのように受けとめればいいのかは、大きな課題といえよう。

プレコンセプションケアとは、国立成育医療研究センター周産期・母性診療センター 母性内科 診療部長 妊婦と薬情報センター兼務プレコンセプションケアセンター責任者 荒田尚子 氏によると、次のように言われている。

プレ（pre）は「～の前の」、コンセプション（conception）は「受精・懐妊」で、プレコンセプションケアは「妊娠前の健康管理」という意味。WHOは2012年に「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義しています。プレコンセプションケアの目的は3つあります。

- ① 若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうこと
- ② 若い世代の男女が将来、より健康になること
- ③ ①の実現によって、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすること

今や児童生徒が一人一台の端末を利用することが当たり前である。犯罪に結びつく情報は多く、性情報についての取り扱いは非常に難しい。ともかく、リテラシーを高めることは必須である。児童生徒の資質・能力を含め、受けとめられる力を見極めてリテラシーを高めたい。知らないからこそ犯罪に巻き込まれることは多い、知らないからこそ相談やリソースを利用する等対応できないことも多い。



●性犯罪・性被害防止：性犯罪・性暴力には、次に掲げている性的虐待及びデートDV、SNSを通じた被害、AV、JKビジネス、セクシャルハラスメントなどがある。また、児童生徒を取り巻く様々な事件も起きており、令和3年に文部科学省と内閣府が連携し、「命 (いのち) の安全教育」のための教材及び手引き等を作成した。この手引きにおいて、性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことに加えて、児童生徒に対して、また、社会に対して、次のようなメッセージを送り続けることの重要性が明示された。

- ①生命 (いのち) の尊さや素晴らしさ
- ②自分を尊重し大事にすること (被害者にならない)
- ③相手を尊重し大事にすること (加害者にならない)

④一人一人が大事な存在であること (傍観者にならない)。以前より、この内容については、生命尊重・人権尊重として扱われてきていたが、現在は、「命 (いのち) の安全教育」として教材及び手引きを活用して、指導することが進められている。ぜひ、他教科や特別な教科道徳とも連携して実施したい。性暴力や性被害にあった場合の予期せぬ妊娠や性感染症を防ぐ身体的・精神的サポートについても相談できる場所があることを周知したい。

●児童虐待 (性的虐待)：児童虐待は、性に関わらず深刻な課題である。その中、性的虐待とは児童にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること (児童虐待防止法第2条2号) と定義されている。具体例として、子供への性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆、性器を触る又は触らせる、性器や性交を見せる、子供をポルノグラフィーの被写体にする、等である。

虐待をするものとして、実父、養父等の成人男性が女子に、乳幼児を対象に、女性から男子へ、同性間で、兄弟間でなど多様である。保護者以外の者による性被害を保護者が放置することはネグレクトである。性的虐待は、長期にわたり、かつ時間の経過に伴い被害がエスカレートする傾向がある。被害児童は、身体的なダメージのみならず、保護者から性的対象とされることにより、保護者との愛着形成や対人関係に混乱を生じ、自己評価を低下させるなど、

心理的に甚大なダメージを受ける。この内容についても、以前からテーマとはされていたが、現在のように注目されてこなかった分、性犯罪・性被害防止と共に、今後に向け深く理解して、早期の発見にもつなげるようにしなければならない。

●女性アスリートの無月経・骨粗鬆症：身体的な女性として生殖に関わる変化を健全に保つこととスポーツのトレーニングとの関係を検討する必要がある。生殖機能への影響や骨粗鬆症との関係を理解させマネジメントしていけるようにしたい。

女性は月経に伴い、様々な疾患や症状を呈する。月経困難症、月経前症候群（PMS）などが典型的である。その状態は個によって様々であるが、日常生活に支障をきたすような場合は、医療機関受診を勧める。等がこれまでも行われている。それに加え、アスリートとして活躍するために体重や体脂肪率の過度の制限をすると、月経が止まったり、疲労骨折を引き起こしたりすることがわかっており、今では体脂肪を減らすのではなく、除脂肪体重で判断してエネルギー不足にしないようにするという考え方が広がってきているようだ。また、女性ホルモンの働き（月経のリズムを作る、骨を強くする、気持ちを安定させる、必要な体脂肪を維持する等）を健全な状態にしておくことも重要となっている。FAT（女性アスリート三主徴）の予防。この項目は、発育・発達にも関連が深い、自分の体の成長と年齢などの知識理解を深めなければ、自分の体の健康を保っていけないこともあることも含め健康課題の一つである。

3 考察

○「性に関する指導の手引き」改訂の必要性

「児童生徒が求めている性に関する指導」と今、「学校で求めている性に関する指導」を明確にして現場で対応するため、子供たちを取り巻く社会環境の変化に常に対応しながら、指導内容をアップデートすることは必要である。そして、ある時点で、定期的に体系的に整理しておくことも重要であると考え。今回の手引きの改訂はその一端であろう。日常の中で、現実を鑑みて指導内容をアップデートしていくとしても、一過性としてしまっただけではいけない。それを指導する根拠がどこにあり、どのような背景の中で今日まで指導されてきていたのか、そして、その指導内容に対する新たな知見、エビデンスが正しいものであるのかを確認しながら整理していくことで、次への指標となるからである。母子愛育会総合母子保健センター愛育病院副院長 安達知子氏は「いのちの大切さ」視点から考える性に関する教育の在り方」という文章の中で、子供たちの発達段階に合わせて、いのちの大切さを考える内容は変化し発展すると記述している。常に、変化に敏感となり児童生徒が求める指導内容を学校が求める指導内容となるよう上手にリンクさせ、児童生徒の知識理解を深め、考え方、行動選択を上手に誘導、指導していける力をつけるためにも、身近で活用できる「性に関する指導の手引き」は有効な手段の一つとなる。

○学校で求めている性に関する指導

今回指導内容を検討するにあたって感じることは、これまでは、触れる程度であったり、そういうこともあり得るだろうであったりという内容を、正面から捉え直し、実際に指導することが求められていることである。

ことに、文部科学省で性の諸課題としている「性情報の氾濫」「女性アスリートの無月経・骨粗鬆症」「LGBTの理解」「性犯罪・性被害防止」に関する内容がそれである。これまでは、ある一部

の児童生徒への個別指導的な扱いというイメージであったが、全ての児童生徒への集団指導としても扱う必要が高まっている。さらに、それぞれの項目が単独であるわけではなく、全て関連していることを考えると、児童生徒を取り巻く社会環境の変化が良くも悪くも影響しているといえる。

今回、検討したように、文部科学省が性の諸課題として挙げている項目について、学習指導要領に基づきながら、計画的、系統的に指導することが最重要である。

そして、その内容は、新たな知見に基づいたもので、学校全体で様々な時間を活用し、児童生徒が主体的に思考・判断することのできる知識を習得させなければならない。習得の方法についても欠かせないことではあるが、今回は触れることができなかった。

○これからの性に関する指導の視点

学校で行われる性に関する指導には限界がある。発達の段階を踏んで、個々の児童生徒の実態に応じて指導すべきであることは基本である。学習指導要領に沿い、集団指導として望ましい単元・題材を計画的に実施することが最重要である。そのために、資料も教材も提供されている。そして、集団指導で不足な場合には、個に応じて個別指導をすることが求められている。いわゆる文部科学省の「はどめ規定」である。『教えてはならないという趣旨ではなく、すべての子どもに共通に指導すべき事項ではないという趣旨』だと説明しているが、周知が不十分でわかりにくいと言われている。保健体育科の授業では、実際に学校が必要だと思っても、中学1年生の「心身の機能の発達と心の健康」では妊娠の経過（性交など）については、すべての子どもに共通に指導すべき事項ではないとしている。中学生の段階で生殖と受精・妊娠は指導するが、妊娠の経過は扱われない。感染症としての性感染症は指導するが、その原因となる感染経路や予防については、「性的接触」「性的接触はさける」「コンドームを正しく使用する」という文言以外を扱うことができない。高校生になると、妊娠・出産、親になること、子育てすること、望まない妊娠、避妊など具体的に扱うことのできる単元、題材が増える。その段階で遅くないのだろうか、インターネットやSNSを利用すれば、様々な情報が得られる中で、それでよいのだろうかという不安はぬぐえない。前述した性情報の氾濫のところで課題としたが、高校生であっても、集団指導として全生徒向けに、厚生労働省の資料をすべてそのまま扱うことはよしとしていない。個別指導として、必要な時に必要な生徒にのみ指導することとしている。「はどめ規定」がかかっている。情報として提供することは必要だろうが、本当にそれが将来役に立つものになるのだろうか。生徒たちにとって主体的に考え判断し、行動選択をする知識となるのだろうかと疑問である。

社会の中では、“切れ目のない支援”が大切であるとされ、様々な施策に取り組んでいる。性に関する指導もその一つに組み込まれている。厚生労働省やこども家庭庁で進めている「健やか親子21」などがそれである。生を受け、成長し高齢になって命を全うするまでの間の様々な性に関わる内容について、必要な支援を受けることができるようになってきている。諸外国で実践されている包括的性教育に近いものとなるよう努力しているとも感じる。児童生徒の発達の段階で直面する必要な内容や課題となり得ることを指導することが大前提であるが、高校を卒業した後の人生に必要な切れ目のない支援について、すべての児童生徒がそのリソースを活用していけるように教えなくてよいのだろうかと考える。必要としている一部児童生徒の個別指導で終わらせてよいものなのだろうか。

世界から子どもがいなくなる危機を訴える学者も多い。出生率の下降傾向に拍車がかかっている。子供が欲しいと思っても妊娠しないため不妊治療に通っている人もいる。子供が欲しいと思っても経済的な余裕がないという人もいる。子供は欲しいが今はまだその時期じゃないという人もいる。子供は欲しくないという人もいる。様々な考えや状況がある。それをテーマにしたテレビのある討論番組の中で気になったのは、「日本では、学校で教えてくれない。もっと教えてくれるといいのに」という発言である。「妊娠し出産するには適した発育発達の時期があること、その時期を逃してしまうと、妊娠できない状態（不妊）になったり、出産や胎児に対するリスクが高くなったりすることをきちんと教えてもらったことが無い」という発言や、「『女性が生きていく中で子どもを産むという時間（妊娠し出産する）には限りがある』ことを気にしたことがない。よくわからなかった」という発言である。ここで発言した方々は、個別指導を要しない大多数のいわゆる普通の児童生徒たちだったのだろう。どの発達段階で指導すると、このような内容を自分事として受け止めながら考えていけるのだろうか。高等学校までには、「はどめ規定」があるため、一律に指導することに制限がある内容もある。しかし、日本の教育の仕組みの中でより多くの人に伝えるチャンスは高等学校までの教育なのではないだろうか。

おわりに

児童生徒に伝えたい性に関する内容はたくさんあり、発達の段階を踏まえたとしても、それを理解し自分事とできる受け止める資質・能力がある児童生徒もいるが、そうはいかないものもいる。自分事として主体的に考えるためには、個別指導はかかせない。養護教諭としては、そこへ力を発揮していけるように常に指導内容をアップデートしていくことが重要だ。そして、全体指導での学習内容を前提に、児童生徒個々の能力に応じた指導をしていける力をつけていくべきである。さらにそれを養護教諭一人のこととせず、チーム学校として取り組んでいけるようにする手段として「性に関する指導の手引き」は重要な存在であると考えている。

今回、このように指導内容について検討する機会となった「性に関する指導の手引き」の改訂に関わる機会を与えていただいたことに感謝し、児童生徒たちと向き合いこれから学校現場で働きたいと考えている学生に対し、この内容を伝えることを実践したいと考えている。そして、目まぐるしく変化していく子供たちを取り巻く社会環境を鑑みながら、定期的に見直し、検討し、アップデートしていくことを今後も実践していけるよう働きかけていきたい。

高情報社会であり、誰もがデバイス機器ユーザーであることを上手に手段とする工夫をして、この切れ目のない性に関する支援のリソースを活用できる人を増やしたいものである。

文献

- 文部科学省 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「審議経過報告」2006
- 文部科学省 「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するための学校全体としての取組を進めるにあたっての方策について（答申）」2008
- 文部科学省 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」2008
- 文部科学省 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」2016

文部科学事務次官通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」2017文科初第1828号

文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編」2017

文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編」2017

文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育 体育編」2018

文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」2017

文部科学省「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」2019

文部科学省「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」2020

文部科学省「改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引」2021

文部科学省「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き」2021

文部科学省「生徒指導提要 令和4年12月」2022

文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）2015

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html（2023/6/8）

内閣府男女共同参画局 「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html

厚生労働省告示第九号「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」2018

厚生労働省告示第十号「性感染症に関する特定感染症予防指針」2018

厚生労働省ホームページ「スマート保健室」<https://sukoyaka21-youth.cfa.go.jp/>（2024/2/14）

こども家庭庁ホームページ「健やか親子21」
chrome-extension://efaidnbmnmnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/67dba719-175b-4d93-8f8c-32ecd4ea36a6/52be8ca3/20220323_child_safety_actions_review_meetings_2022_doc_04_1.pdf（2024/2/14）

公益財団法人日本学校保健会「教職員のための指導の手引き～UPDATE！エイズ・性感染症」2018

公益財団法人日本学校保健会「学校保健の動向 令和4年版」2022

公益財団法人日本学校保健会ホームページ「特集 なぜ、なに、どうして？学校保健第8回「子どもに伝えたい性情報」今、学校で求められている性に関する指導の在り方～着実な実践を目指して～野津有司先生 <https://www.gakkohoken.jp/special/index>（2023/6/8）

公益財団法人日本学校保健会ホームページ「学校保健第325号 特集 いのちの大切さを考える健康教育Ⅱ 「いのちの大切さ」視点から考える性に関する教育の在り方」母子愛育会総合母子保健センター 愛育病院 副院長 安達知子 <https://www.gakkohoken.jp/kaiho/kaiho-r05.html>（2024/2/15）

公益財団法人日本学校保健会「子どもを児童虐待から守るために-養護教諭のための児童虐待対応マニュアル-」2014

岩佐嘉彦（児童虐待問題対応研究会代表）編集「学校・保育所等児童虐待対応の実務」新日本法規出版 2022

浅井春夫 「包括的性教育 人権、性の多様性、ジェンダー平等を柱に」大月書店 2020

ユネスコ編著 浅井春夫 昆 香織 田代美江子 福田和子 渡辺大輔 訳 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】」明石書店 2021

福島県教育委員会「性に関する指導の手引 平成24年度「いのち生きいき研修会」資料 2012 NHK 無月経だった千葉真子さん若者へのメッセージ
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220726/k10013728911000.html>（2024/2/14）

小笠原悦子・鯉川なつえ 監修者代表 女性スポーツ研究センター編者「女性アスリートダイアリー2022」大修館書店 2021